

改 正 案

現 行

（技術検定）

（技術検定）

第四条 法第二十六条第一項第七号の技術検定は、次の表の検定区分の欄に掲げる区分に従い、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として、学科試験により行う。

第四条 法第二十六条第一項第四号の技術検定は、次の表の検定区分の欄に掲げる区分に従い、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として、学科試験により行う。

検定区分	検定技術
第一種技術検定	計画設計（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項の事業計画及び同法第二十五条の十一第一項の事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この項において同じ。）を行うために必要とされる技術
（略）	（略）

検定区分	検定技術
第一種技術検定	計画設計（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項の事業計画及び第二十五条の三第一項の事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この項において同じ。）を行うために必要とされる技術
（略）	（略）

2・3 （略）

2・3 （略）

（下水道管理団体の権限の代行）

（新設）

第五条 事業団が特定下水道工事を行う場合において、法第三十条第二項の規定により事業団が下水道管理団体に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

- 一 下水道法第十五条（同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により他の工作物の管理者と協議し、及び工事を施行させること。

- 二 下水道法第十六条（同法第二十五条の十八及び第三十一条におい

- て準用する場合を含む。）の規定により工事を行うことを承認すること。
 - 三 下水道法第十七条（同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により他の工作物の管理者と協議すること。
 - 四 下水道法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第三項第二号の規定により他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議すること。
 - 五 下水道法第二十五条の十七第二号の規定により他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議すること。
 - 六 下水道法第二十九条第一項の規定による許可を与えること。
 - 七 下水道法第三十二条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは他人の土地を一時使用し、又はその命じた者若しくは委任を受けた者にこれらの行為をさせること。
 - 八 下水道法第三十二条第八項から第十項までの規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。
 - 九 下水道法第三十三条第一項の規定により許可又は承認（この条の規定により事業団が行うものに限る。）に必要な条件を付すること。
 - 十 下水道法第三十八条第一項若しくは第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により処分をし、若しくは必要な措置を命じ、又は同条第三項前段の規定によりその措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。
 - 十一 下水道法第三十八条第四項並びに同条第五項において準用する同法第三十二条第九項及び第十項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。
 - 十二 下水道法第四十一条の規定により国又は地方公共団体と協議すること。
- 2 前項に規定する事業団の権限は、法第三十条第四項の規定により公告される特定下水道工事の開始の日から同条第五項（法第三十二条第

二項において準用する場合を含む。）の規定により公告される工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第八号又は第十一号に掲げる権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

3 事業団は、第一項第二号、第四号から第六号まで、第九号又は第十二号に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該下水道管理団体の同意を得なければならない。

4 事業団は、第一項第二号、第四号から第六号まで、第九号、第十号又は第十二号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該下水道管理団体に通知しなければならない。

(特定下水道工事の実施に要する費用の範囲等)

第六条 法第三十四条第一項の特定下水道工事の実施に要する費用の範囲は、当該特定下水道工事の実施のため必要な本工事費、附帯工事費、測量試験費、用地費、補償費、機械器具費、営繕費、事務費及び借入金の利息とする。

2 法第三十四条第四項の規定による支払は、前金払の方法によつてこれを行うことができる。

(他の法令の準用)

第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第六号まで、第十二号及び第十七号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。

一 行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の規定
(略)

三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項並びに第三十八条の二第一項ただし書、第九項及び第十項

四 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書、第十五条第一項並びに第十七条第一項第一号、第十八条第二項第五号、第二十一条、第八十二条第五項及び第六項、第二百二十

(新設)

(他の法令の準用)

第五条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第一号、第二号及び第十一号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。

一 (略)

二条第一項ただし書並びに第二百二十五条第一項ただし書（これらの規定を同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）

五 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）第四条第二項第五号及び第五条ただし書（これらの規定を同法第四十五条において準用する場合を含む。）並びに同法第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条

六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十三条第三項、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第二項及び第四項並びに第六十三条第一項

七 七〇一（略）

十二 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第九条において準用する土地収用法第十一条第一項ただし書及び第十五条第一項並びに大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十一条第一項第一号、第十四条第二項第九号、第十八条及び第三十九条ただし書

十三 一三五（略）

十六 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十六条、第一百五条から第一百七十七条まで及び第一百八条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）

十七 一七八（略）

十九 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条の三、第三十七条の二及び第三十八条の三

二十 一八〇（略）

二十一 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）第三条及び第十一条

二十二 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）第六条

二十三 被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十三条第三項及び第五十八条の二第一項第三号

三 三〇七（略）

八 一八〇（略）

十一 一八二（略）

十三 一八〇（略）

〔第三条〕

二十四 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七條第一項第六号（同令別表の七十三の項に係る部分に限る。）、第十六條第四項、第十七條第二項、第十八條第四項及び第十九條第二項二十五（略）

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

行政代執行法第六條第三項	事務費の所属に従い、 国庫又は地方公共団体の 経済	日本下水道事業団
土地収用法第二十一條第一項（同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。）	行政機関若しくはその 地方支分部局の長	日本下水道事業団
土地収用法第二十一條第二項（同法第三十八條第一項において準用する場合を含む。）	行政機関又はその地方 支分部局の長	日本下水道事業団
土地収用法第二百二十二條第一項ただし書（同法第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。）	都道府県知事	日本下水道事業団

十四
（略）

<p>第八条 (略)</p>	<p>公共用地の取得に関する特別措置法第八条(同法第四十五条において準用する場合を含む。)において準用する土地収用法第二十一条第一項</p>	<p>行政機関若しくはその地方支分部局の長</p>	<p>日本下水道事業団</p>
	<p>公共用地の取得に関する特別措置法第八条(同法第四十五条において準用する場合を含む。)において準用する土地収用法第二十一条第二項</p>	<p>行政機関又はその地方支分部局の長</p>	<p>日本下水道事業団</p>
<p>第六条 (略)</p>			